

法学未修者教育に関する議論の進め方（案）

論点1. 法学未修者と既修者とで法科大学院教育への入り口時点の状況は異なるものの、2年次以降は同一の課程で共に学ぶこととしている現行制度について、見直す必要性はあるか。

論点2. 現行制度上、2年次以降は同一課程でありながらも、法学未修者と既修者との間には習熟度や成長曲線に明らかな格差がみとめられ、それが最終的に司法試験合格率の差にも反映されている現状を踏まえて、特に法学未修者の1年次の教育をどのように改善するか。

1. これまでの議論を踏まえると、法学未修者が法学既修者と異なる成長曲線となることを踏まえつつも、法学未修者教育と法学既修者教育を完全に分ける（ツートラック）ということではなく、3年間の法科大学院教育という現状の制度（ワントラック）を前提に議論を行うこと（2年次からは、法学既修者と未修者が混在する形での学習を念頭に置くこと）を前提として法学未修者教育の在り方の議論を進めることでよいか。
2. 1. を前提とするならば、法学未修者教育については、大きく以下の3つの観点から検討することが考えられるのではないか。
 - ① 1年次教育の抜本的な強化方策（教育資源の重点化）
 - ② 既修者と共に学ぶための、2年次進級時点における一定の質保証（2年次進級の厳格化）
 - ③ 法学未修者の特性を活かせる進路の在り方
3. 2. の①に関しては、
 - ・補助教員の活用など個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援方策【論点3】
 - ・ICT技術の活用や昼夜開講制、長期履修制度の活用促進など、教育の在り方や教育手法等の工夫方策【論点4】
 について検討しつつ、教育資源が限られる中で、これらを実現する手段として、教育資源配分の効率化の観点から
 - ・いわゆる教育拠点の在り方【論点5】
 について併せて検討し一定の結論を得ることとしてはどうか。

4. また2. の②に関しては、共通到達度確認試験の結果を2年次進級要件として適切かつ継続的に活用するためにどのような方策が考えられるか【論点6】について、試験実施体制を含めた検討を行うこととしてはどうか。

5. 更に、多様なバックグラウンドを強みとする法学未修者が法の分野でその知見を活かせるよう、その進路の在り方【論点7】についても、併せて検討を行うこととしてはどうか。

(参考) 第9期及び第10期における主な意見

【法学未修者教育と法学既修者教育の関係】

- 未修者教育で大きな変革を考えるのであれば、既修者と3年間切り離して教育することも考える必要があるのではないか。
- 自身の経験からも、既修者に勉強の仕方を教わったことが大変役に立ったと感じており、拠点化して既修者と切離すのは違うのではないか。
- 法科大学院教育課程は、未修者教育と既修者教育をダブルトラックにしておらず、標準修業年限を3年とする一つの教育課程になっている。この理念を基本的に維持しつつ、法学部教育を経た既修者とそうでない純粹未修者の間で、成長曲線が異なるという事実も踏まえる必要がある。
- 仮に拠点化がなされた場合、拠点化にならない法科大学院は、既修教育だけをやることになる。その場合、3年教育としての法科大学院という大前提は拠点化された法科大学院以外では変えることになるのか。

【法学未修者コースのカリキュラムの改善関係】

- 内容は報告書につきており、後は各法科大学院が実行に移す段階。

【有職者が仕事を継続しながら法曹を目指すための教育の在り方・教育手法等の工夫関係】

- 法科大学院がない地域とそれ以外の地域の格差が課題。ICT等を活用した法曹養成制度の在り方についても検討すべき。
- 時間的な制約がある学生の場合、出欠状況が確認できれば、遠隔で授業を聞くようなことも現実的だと思われるが、教員の負担などを考えると、昼の大学院の授業を夜自宅等で聞くことについても単位認定できる制度的な保証がなければ、大学での制度化は実際上難しくなってしまう。専門職大学院におけるICTの活用について課題を整理していく中で、未修者教育や多様な職業を持つ人の教育環境を位置付けて検討していくのが重要ではないか。

【個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援関係】

- 未修者の実力を向上させるためにはきめ細かにやるしかない。異なる分野から来た学生を上手くリードして学習効果を上げていくためには、補助教員が非常に重要。

【拠点化関係】

- 拠点化を考える必要もあるのでないか。
- 未修者教育の拠点化を行うならば、拠点校には相当程度傾斜を付けた手厚い支援をする必要があると考える。
- 未修者教育の拠点化は一つの方策であろうかと思うが、志願者のニーズにかなうものなのか。
- 未修者教育の拠点とする法科大学院にどのような教育体制を敷くのかは大変難しい。基本的には、各大学でしっかり取り組むべき。
- 拠点化は賛否両論ある。財源と人的資源をどこかの学校に集中し、未修者専門の法科大学院になってもらうというようなことは現実的ではない。教育資源に関しては、各法科大学院の定評がある講義を、未修者に ICT で聞かせることも行われていいのではないか。その場合、拠点化とは、ICT を使った教育などをうまくコーディネートするような幹事校のイメージ。
- 特定の学校への拠点校化というイメージは抱きにくい。何校かをピックアップして、未修者教育の一つの理想形を追求するような、重点校を幾つか設定をして、そこで研究を深めていって、その成果を共有して、かつ、その成果に関してはポジティブな情報発信ができるような検証を行っていくというような体制を一つ改革として作っていくことができれば、意義が大きいのではないか。

【学部教育との関係】

- 法学未修者については、法学部（の法曹養成コース）2年または3年に編入して基礎的な法学を学修することとしてはどうか。
- 法学部に学士編入して2年程度学修した上で、更に法科大学院で2年学修するというのは、特に社会人にはハードルが高い。未修者コースも引き続き残すべき。